

◇ 青 山 弘

○議長（清水満） 発言順位 1 番、議席番号 10 番、青山弘議員を指名します。青山弘議員。

〔10 番 青山弘 登壇〕

○10 番（青山弘） おはようございます。議席番号 10 番、青山弘です。通告に従い順次質問いたします。

職員による不祥事件の根絶について、コンプライアンスの徹底について質問いたします。

近年、すっかり社会に浸透したコンプライアンスですが、民間、公的組織を問わず、様々な不祥事や不正行為が起きるたびにコンプライアンス違反、コンプライアンス体制、姿勢がなっていないなどと批判される時代です。コンプライアンスは、法令を遵守することという意味だけでなく、健全な事業体、組織体として、してはならないことは行わず、社会から組織として認められる、した方が良いことを行うという企業倫理、公務員倫理や社会規範の意味を含めて用いられています。

例えば、法的には問題ないが、ずるいとか、論理的には正しいかもしれないが、不親切だなと世間を感じさせてしまうことが組織に大きなダメージを与える可能性があるため、世間一般の常識、感覚を意識しつつ、コンプライアンスの範囲に限定されない良心、倫理観を持って行動することが求められています。

コンプライアンス強化が求められる理由として、昨今では情報の発信源と重みが変わってきています。SNSの普及により、個人は簡単に情報発信ができるようになりました。情報は、良い情報よりも悪い情報がインパクトを持ち広まります。世間に悪い印象を持たれてしまうことは、組織に大きなダメージを与えます。

コンプライアンスに違反した企業や行政機関は、マスコミの批判的な報道等、厳しい社会的制裁が加えられ、信用を喪失することになります。加えて、公人や公務員などの不祥事や犯罪は、社会性、公共性が高い場合は、些細な事件でも報道する意義があると言われています。悪質な犯罪は当然ですが、痴漢、盗撮、児童買春などのハレンチな犯罪でも、公務員は確実に記事になるし、勤務先の名称も報道されます。

飯綱町の職員のひき逃げ事件は、次のようにインターネットに出ました。本年の3月6日、「ひき逃げか、飯綱町職員を書類送検へ」。翌7日は、「ひき逃げなどの疑いが持たれているのは飯綱町役場に勤務する20代の男性職員」。6月7日に起訴されると、「ひき逃げなどの罪で起訴されたのは、飯綱町職員の実名と25才」、といった具合に報道されました。

SNSの発展に伴い、企業や組織の不祥事が判明しやすく、一気に拡散される傾向が強まっている昨今では、社員や職員のモラル低下や安全管理の不徹底により、組織の存続を脅かす事態へ発展するリスクが格段に高まっていると考えられます。

実際に大事故が起きないと反省しない人が一定数存在するのが現状で、これは非常に嘆かわしいというほかありません。取返しのつかない事故が起きてから反省するのでは遅い。今回の事件は、コンプライアンス体制や姿勢がなっていないことの表れです。事件が発生する前に、危険の芽を摘む習慣を身に付けてほしいと思います。

昨年10月に飯綱町職員が起こしたひき逃げ事件ですが、これについては12月定例会初日に町長のあいさつで、今回の事件の経過と何が問題でこうなったのかを伺いました。今回の事件は、救助を怠り、現場を立ち去ったのが大きな問題であり、加害者の職員は、「人だと思わなかった」「故意で逃げたわけではない」という申立てで裁判になったとのことですが、人だと思わなかったとは、何かに当たった、ぶつかったという感触があったとすれば、なぜ確認しなかったのか。

人事院や長野県の懲戒処分の指針に、「飲酒運転以外の交通事故でも、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員は免職とする」と書いてあります。公務員として許されないコンプライアンス違反であり、こんなことも理解していなかったのは明らかに職員教育不足です。このことは町民の信頼を失墜させる結果ではなかったか、町長の見解をお聞きいたします。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） おはようございます。ただいまのご質問についてお答えを申し上げます。

初日のごあいさつでも申し上げましたけれども、議員からただいま報告のあったとおり、住

民の皆さんにそんな馬鹿な話はないだろうというようなお怒り、ご心配をお掛けする結果になりました。

ただいまコンプライアンス等々についての前段のお話がありましたけれども、確かに私どもは交通事故だけではなく、コンプライアンスの徹底につきましては、職務怠慢、無断欠勤、文書の漏えい、個人情報漏えい、公金横領、数え切れないほどのコンプライアンスを守っていかなければ、順守しなければならない項目がございまして、それによってそれぞれの職員に対しては義務が伴っております。

そんな中、処分をしていく上でも、一般的に住民の皆さんにどのぐらいのご心配、不快な気分、信頼を損なう気持ちを抱かせるような内容であったかということも非常に大事なことでございますけれども、私どもが処分をしていくには、その職員が今日までどのような態度で事務、職務にあたってきたのか。ずっとそのような傾向が見られたのか。そうではなくて、何で彼がその時の瞬間だけ、今回の場合は未必の故意という判断を裁判所がしていたようでございますけれども、いわゆる彼しか知らない車の中でどういうことが起きたのか。どういう判断をしたのか。彼のみが知るといような状況の事故だったと思っております。

私、彼の仕事ぶりを見てきた経過の中では、あえて虚偽の申請をして、自分としては罪から逃れようという方向で彼は行動してきたのではないのではないかと、希望的な意味も含むかもしれないけれども、そういうつもりで接してはきましたけれども、結果としては、求刑どおりの判決が出るという極めて厳しい裁判官の判断でございました。

そういうことを踏まえて、私どもはコンプライアンスの規定、また交通事故は交通事故だけのもっと厳しい処分の規定を別に作ってございます。事故を起こしたその後の始末というものは、必ず被害者を助けなければならない、確認しなければならない、報告をしなければならない、これらがすぐに頭に浮かんでくるぐらいの徹底ということを今まで怠っていたのかなと思うところが大きございまして、これからはそれらを踏まえて事故を起こさないという一層の教育、指導も大切ではございますけれども、事を起こした後の適切な対応というものもコンプライアンス計画の中に盛り込んで指導を徹底していきたいと思っております。

○議長（清水満） 青山議員。

○10番（青山弘） 次に監督責任について伺います。

毎年、総務省が公表している自治体における懲戒処分者数や分限処分者数の状況によると、平成28年度中に懲戒処分を受けた職員数は、全国で4,218人でした。都道府県等では1,548人であり、市町村では2,670人となっています。

行為別に見ると、全体では不適正な業務処理、勤務態度不良等の一般サービス違反等関係が1,705人と最も多く、処分内容は免職、それから停職、減給、戒告となっております。次いで、交通事故、交通法規違反が1,008人となっております。そして、3番目を飛ばして、4番目に監督責任552人となっております。

懲戒処分を受けた人数は、平成22年から減ってはきていますけれども、4千人台をずっとキープしたままです。監督責任は4番目ですが、事故や事件が起こると使用者責任や監督責任が問題になります。

民法の715条1項に、「ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う」。2項には、「使用者に代わって事業を監督する者も前項の責任を負う」と使用者等の責任が書かれています。

今回の事件については、10月31日に判決が出ました。この間は、分限処分で起訴休暇という扱いでした。禁固以上の刑は、地方公務員の欠格条項にあたり失職とのことですが、本人以外の関係者の懲戒処分は行うのか。また、監督責任の処分はあるのか。昨年当時の課長が退職していない場合は誰が責任を取るのか見解をお聞きいたします。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 本人以外の懲戒処分ということでございます。職員の処分につきましては、規定に基づき職員懲戒審査委員会において審査し、その会議結果に基づく意見書を参考に任命権者であります町長が処分を行うということになっております。

そこで、監督責任を問う処分ではありますが、先月、職員懲戒審査委員会を開催いたしました。

監督責任の範囲になりますが、懲戒処分等の指針には、上司等の管理監督責任では、監督責任関係として、「管理監督者としての指導監督に適正を欠いた場合」とございます。今回の事案でございますが、職務外で帰宅途中の事故であった。また、私用車による事故であった。過去の当町における交通事故の事案では、管理監督責任の処分の前例が無かったことなどから、当時の係長については処分の対象とはいたしません。

ただ、今回は職務外の事案ではございますが、特に失職という事案から、所属課の課長及び役場の安全運転管理者であります総務課長を対象に審査いたしました。その中で懲戒処分については、勤務関係の存在を前提に発動されるものということでありまして、行政実例では、先ほども議員申しました、既に退職した者については処分を行うことができないということで、処分については、結果的には無しということでございます。

それで、監督責任ということでございます。議会の初日にもございましたが、職員の失職という事案を重く受け止めまして、町政を預かる最高責任者という立場から、町長が自ら今議会に来年1月の給料1か月分を10パーセント減額するという条例を可決いただいております。

また、当時の課長が退職しなかった場合はどうかということでございます。先ほど委員会が先月あったというお話をさせていただきましたが、委員会の見解では、所属の課長、それと役場の安全運転管理者であります総務課長ということになるかと思えます。

○議長（清水満） 青山議員。

○10番（青山弘） 総務課長に伺いましたし、そのとおりだと私も思うわけでありませうけれども、町長の使用者責任ということで、1月分の給与を10分の1減額するというところでよろしいですか。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 町の最高責任者という立場での自らの申出による給料の減額ということでございます。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 補足をさせていただきますけれども、残念ながら誰でも事故は起きてしまいます。本当に残念だったのは、その時に極めて重要で大事であるけがをした人を救助すること、もしその業務をそのとおり彼が履行して病院に連絡し、警察に連絡してあれば、たぶん私は10分の1の減給はいたしません。今回なぜ申し出たかというのは、私は大きな意味でいろいろ指導はしてきたわけですが、やはりその後の動き、その後の起訴をされてきた経過に、住民の皆さんの信頼を強くするどころか、損なうような方向になってしまったということについて、深く責任を感じたという次第でございます。

○議長（清水満） 青山議員。

○10番（青山弘） 次に進みます。職員の懲戒処分については町のホームページで公表していますが、公表の要否について基準はあるのか。どういう手続で懲戒処分し、公表しているのか。職員懲戒審査委員会の委員の構成、それから飯綱町職員の懲戒の手続、これについて大まかでもいいですけどもご説明をお願いします。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） まず、公表の基準でございます。これにつきましては、懲戒処分等の指針がございますので、それに基づくものでございます。

それと、委員の構成ということでございますが、これにつきましては職員の懲戒に関する審査委員会規程がございまして、副町長をトップに教育長、会計管理者及び課長でありまして、この課長の中には室長、局長、次長が含まれます。

懲戒処分の公表手続等々でございますが、懲戒処分等の指針に基づきまして審査していくわけですけども、非違行為の動機や対応、結果はどのようなものであったか。また、故意なのか過失なのか。過失のそれぞれの度合い。また、社会に与える影響。過去に非違行為はあったのか。そのようなことなど総合的に審査いたしまして、先ほど申しました会議結果を意見書という形で町長に申し上げるわけでございます。

町長が意見書を参考に処分を行なうということでございますが、公表につきましては、この指針に公表の基準というものがうたわれておりまして、公表する懲戒処分、また公表の時期、方法というものが示されておりますので、それに基づいて行っているところでございます。

○議長（清水満） 青山議員。

○10番（青山弘） 町のホームページには、過去の3つの職員の懲戒処分について公表しています。

1つ目は、平成25年9月1日、事務処理不適正に関する処分で減給が1か月。管理、監督者の課長には訓告の処分がありました。訓告というのは懲戒処分ではないとありますが載っておりました。

2つ目ですけれども、27年7月29日、交通事故に対する処分で戒告。

3つ目は29年5月29日、交通事故死亡案件に対する処分で減給。管理、監督者の処分は載っていませんでした。人身事故で受けた刑事処分は罰金だけだったのでしょうか。今、申し上げたうちの2つは人身事故ですけれども、これが刑事罰の関係、それから事件に対する懲戒処分は妥当だったのか。役場に勤務する者1名と病院に勤務する者2名ですが、同じ扱いの手続だったのかお答えをお願いします。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 交通事故の関係、それと事務の不適正ということではありますが、交通事故につきましては、行政処分ということで罰金のほかに免許の取消し、または免停ということでございます。

それで、同じ扱いであったかということでございますが、事務の関係と交通事故の関係でございますけれども、職務中の出来事か、または職務時間外なのかという関係はあるかと思えます。いずれにしても同じ扱いということでございます。

懲戒処分が妥当であったかでございますけれども、先ほども町長が申しましたが、交通事故につきましては「交通事故の防止に関する要綱」というものが別に定まっております、管理

関係においては、先ほど申しました指針において、「指導、監督に適正を欠いた場合」ということであります。事務処理については職務中ということでもありますので、職務中における指導がなされていないということの中で、管理、監督ということでも及んだと記憶しております。

また、交通事故については、これも2件とも職務外ということですが、過去の事例も参考にすることで上司の管理責任等はなされなかったということでもあります。

いずれにしましても、交通事故については要綱に基づいて処分の基準が示されておりますので、それに基づいて行っておりますので妥当と考えております。

○議長（清水満） 青山議員。

○10番（青山弘） 25年、27年、29年の懲戒処分のことについて、再発防止策を聞こうと思ったわけですが、少し時間が押していますので飛ばしまして、また後で出てきますがよろしくをお願いします。

ハインリッヒの法則というのは御存じでしょうか。重大事故を防ぐための教訓として有名な経験則です。アメリカの損害保険会社に勤務していたハーバード・ウィリアム・ハインリッヒ氏が提唱した労働災害の経験則の1つですが、1つの重大災害や重大事故1件について軽微な事故が29件、さらにはその背後には隠れた事故寸前の案件が300あると言われております。1対29対300の法則とも言います。

なぜ、過去の懲戒処分を持ち出して、またハインリッヒの話をするかと言えば、今まで懲戒処分をただけで、原因究明や再発防止策が不十分だったのではないかとと思われるからであります。現に病院は2年経たないうちに交通事故起こしていますし、業務の話では、今年も決算審議で臨時福祉給付金事業の繰越額について保健福祉課に質問したわけですが、5月の末に処理が間に合わなかったなどと答えておりますし、25年の建設水道課の繰上償還を失念していた件についても、これも修正は済んでいますけれども、今年の決算で飯綱公共下水道事業の繰越明許費の繰越額を間違えて調書に載せていた。正にハインリッヒの法則にあてはまる。順にいろいろなことが重なっていつているということをお願いいたします。

今回のような事件が起こった時は、個人の資質で片付けるのではなくて、組織の問題として



受け止め、原因をしっかりと究明していただきまして、二度としない、させない取組をしていかないと、同じようなもう少し大きな事件が起きる可能性があると考えるわけであります。

次に、公務員倫理やコンプライアンスの研修はどのように行っているのかお聞きいたします。公務員倫理というものがあってコンプライアンスがあるわけですが、その2つの関係はどうなっているのかもお願いしたいと思います。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） はじめに研修でございます。研修につきましては、先ほど議員からも再発防止への取組のご指摘いただきました。そのとおり大事であると思っております。職員研修につきましては、毎年、長野県市町村職員研修センターが主催いたしますコンプライアンスも含めた初任者、中級、係長、課長研修に定期的に参加させております。また、民間が主催いたします研修にも積極的に参加しているところでございます。それと、近年でございますけれども、町独自の研修ということで毎年計画しているところであります。

今回の事案に関してでございますけれども、昨年、全職員を対象に、「どうして事故が起きるのか」という観点から交通安全講習会を行い、また日が短くなります10月以降の夕暮れ時は、早めのライト点灯等々を呼び掛けてきているところでございます。

コンプライアンスをテーマにしました研修につきましては、今年度、来年1月下旬から2月上旬に掛けてまして、全職員を対象として県のコンプライアンス行政経営課の職員を講師に招き研修を行う計画を企画しているところでございます。

それと、公務員倫理とコンプライアンスの関係ということでございますが、公務員倫理につきましては、確かに公務員に対する社会の期待、信頼に応える行動規範ということでありまして、法令遵守というものを含めた高い倫理観が求められているということであると思っております。その一方、コンプライアンスということにつきましては、一般的な解釈では規則やルールを守る、法令遵守というのがコンプライアンスでございますけれども、議員もご指摘のとおり、これは狭い意味のコンプライアンスということであるかと思ひまして、今現在は、もう少し広い

意味のコンプライアンスということで、法令遵守も含めて、社会規範、誠実性、良識性、公平性、主体性等々も含めたコンプライアンスというのが、今のコンプライアンスであるのかなと思っております。ですから、公務員倫理と同じ領域でコンプライアンスというものを扱っていかなければいけないのではないかと認識しているところでございます。

今回の件につきましては、やはり公務員倫理、広義のコンプライアンスという観点におきましては、やはり認識に欠けていたという問題があったと認識しているところでございます。

○議長（清水満） 青山議員。

○10番（青山弘） 今回の事件を受けてなのかは分かりませんが、県の方を呼んできて研修、講演をやるということは大変結構なことだと思いますので、是非そのようにお願いしたいと思います。

それで、実際に今、役場の中に年度ごとの不祥事未然防止のプログラムのようなもの、また、実施計画といったもの、それからコンプライアンスマニュアル、こういうものがあるのかをお答え願いたいと思います。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 年度ごとのコンプライアンスプログラム、実施計画ということでございますが、年度ごとのプログラム等々につきましては特段設けてはございません。また、議員お尋ねのマニュアルということでございますけれども、マニュアルにつきましてはいろいろと調査する中では、市を中心にコンプライアンスマニュアル、行動規範というものがあるようでございますけれども、近隣を含めて当町においてはマニュアルを設けてございません。

○議長（清水満） 青山議員。

○10番（青山弘） 分かりました。それでは次に進みます。コンプライアンスというのは、法令だけではなく社会的な規範まで含みます。そこで、今、社会でかなり問題になっておりますハラスメントについても触れさせていただきたいと思います。

近年、セクハラ、パワハラの訴えが増加傾向にあるそうです。日経DUALの調査ですけれ

ども、パワハラ被害は7割が被害経験者だそうでありまして、セクハラ被害は5割が被害経験者だそうであります。両方とも仕事関係の人から被害に遭ったと答えています。驚くことに日本にはハラスメント行為を禁じる法律がありません。

男女雇用機会均等法は事業主にセクハラ対策を義務付けていますが、パワハラには対策規定がありません。男女雇用機会均等法において、職場におけるセクハラ防止措置が事業主に義務付けられたのは平成11年ですから、かなり経っているわけでありまして、いまだに都道府県労働局には多くのセクハラ相談が寄せられているようであります。

パワハラを含むいじめや嫌がらせの相談ですけれども、平成28年に7万917件ございまして、5年間連続で最多だそうであります。また、公務員の関係であります人事院への苦情相談の内容別の割合を見ても、パワハラに関する相談が多く増加傾向であります。

対人関係の中でも生じる問題であり、パワハラが生じると職場内秩序を乱し、各組織の正常な業務運営の障がいとなり得るものです。ことに上司から部下への不用意な言動によって職員の勤労意欲を減退させ、ひいては精神的な障がいに陥る職員を発生させる要因にもなります。

一方では、パワハラは部下への指導、育成なのか、パワハラなのか、画一的な線引きが難しい問題でもあるため、職員一人ひとりがパワハラに関する基本的な知識を持ち、相手を尊重するとともに、パワハラに加害者にならないように留意し、日頃からパワハラのない職場作りに努めていかないとはいけません。

厚生労働省は、職場のハラスメント対策を強化するために来年度から都道府県労働局の相談員を増やすほか、夜間や休日の対応する新しい窓口を設ける計画であります。まずは相談体制を充実して、被害の防止に取り組むとっております。相談件数が多くなれば、相談員の数を増やすというのは当たり前のようですが、なぜハラスメントをやめる対策が取れないのか不思議なところあります。

ここで聞きたいのは、ハラスメントを受けていると感じたり、ハラスメントを見聞きしたりした場合、どこに相談したらいいのか。一般の職員の人に周知されているのか。また、そういう相談はないのか。これもまた研修会は必要だと思いますが、どうでしょうか。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） ハラスメントの関係でございます。職員につきましては、飯綱町におけるセクシャルハラスメントの防止に関する要綱というものがございまして、それに基づいて総務課総務係で相談等の苦情の処理窓口を設置いたします。

事案の内容または状況によるわけですけれども、苦情処理委員会というものを設けてまして対応していくという体制を取るようになってございます。職員向けですけれども、毎週開催しております課長会議、また適宜開催しております衛生委員会、ここで職員に対して周知しているところであります。

研修ということでございますが、確かにパワハラ等の対策については大事なことだと思います。ただ、今現在は事例の報告はございません。無いから良いということではありませんけれども、まず先ほども議員おっしゃいました公務員倫理が大事ということの中で、公務員倫理の中には自己研さんをしてかなければならないということも含まれると思いますので、まず全職員にパワハラ等のいろいろな資料等を提供していかなければいけない。そして、自己において基礎知識を身に付けた上での研修会も一つの方法と考えているところでございまして、いずれにしても、まず自己研さんから始めてまいりたいと思っています。

○議長（清水満） 青山議員。

○10番（青山弘） 次にコンプライアンスの点検はあるのか。あるとすればどういう点検をしているのかお聞きします。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） コンプライアンスの点検ということでございますが、コンプライアンスマニュアルというのを特段設けてはいないわけでありまして、定期的な点検、検査ということは行ってございません。

ただ、例えば外郭団体の通帳とか印鑑、その管理につきましては基本的には行っていかない。

しかし、職員はいろいろな団体等の関係がありますので、やむを得ない場合は除くということでもあります。管理については、やはり印鑑と通帳は分けて管理していく。そして、鍵の掛かる所に適切に保管していく。それにつきましては、課長、係長が常に指導しているものと認識しているところでございます。総務課においても団体の通帳がありまして、一例ですけれども、上水内駅伝チームに対する補助金について、小川村、信濃町、飯綱町で当番を組んでいるわけですが、今年度から飯綱町の管理ということでありまして、通帳と印鑑を鍵の掛かる所に保管し、別々に分けて管理しているところでございます。

○議長（清水満） 青山議員。

○10番（青山弘） 一例申し上げます。民間の金融機関では、監査部が定期的に営業店や本部、各部室に対して行う内部監査と自らが行う自主検査というものがありますけれども、この2つを柱として、相互けん制が働くように留意しながら、内部的なチェックを実施しているところが多いです。内部監査と自主検査は、かなりの項目に基づいて現物の照合や職員のヒアリングを実施しております。

また、検査のほか、個人所有の携帯電話、それからスマートフォンには氏名、電話番号、メールアドレス、画像などの個人情報が記載され、機能的な情報ツールになっています。日常で欠かすことのできない利便性の高いものである反面、常に手元に個人情報を携帯しているということでもあります。近年では携帯電話の紛失ですとか、盗難が増加し、犯罪等に悪用されるケースも珍しくありません。また、職員が個人所有の携帯電話を使用して、組織の機密事項を撮影して保存したり、SNSの利用により、組織に重大な損害を与えたりする事案も多く発生しています。

以上のことから、金融機関では勤務時間中は個人のロッカー、また所定の場所に保管して、衣服のポケット、業務用のかばんには入れない。勤務中は原則禁止としているところが大変多いようであります。

次に再発防止策に戻りますけれども、原因分析の話はお聞きしませんでした。再発防止策とかの前提になるものでありまして、ここはしっかりやっていただきたいと思います。今回の

事故についてもそうです。なぜ防止できなかったのか。なぜ危険の芽を発見できなかったのか。根本の原因と思しきものに行き着くまで、なぜを繰り返して分析を行ってほしいと思います。不祥事の防止に向けた取組というのは、職員一人ひとりと職場全体が不祥事を許さず、いかに高い意識で業務に取り組んでいくかに掛かっております。

コンプライアンスの最後は内部統制システムの導入の話です。少し難しい話になるかもしれませんが、内部統制システムというのはリスク管理ですとか、法令遵守ですとか、業務の効率化、適正な財務報告などの目的を達成するため、経営活動に携わる人たちの行動を統制する仕組のことですけれども、民間は10年ほどやっております。

昨年の6月に地方自治法が改正され、都道府県知事及び政令指定都市の市長においては、地方公共団体の事務執行の適正を確保するために内部統制に関する指針を定め、これに基づき必要な体制を整備する義務が課されることになりました。いよいよ行政も内部統制が導入されます。施行日は平成32年4月1日です。なお、市町村長については努力義務だそうですが、参議院の総務委員会で、付帯決議で本法において努力義務とされていた指定都市以外の市町村においても、内部統制に関する方針が早急に策定されるよう検討を行うことと書かれております。近い将来、内部統制の体制を整備、運用することが求められていることだと思うわけですが、そういう情報は入ってきているのでしょうか。飯綱町はどうするのでしょうか。お答えをお願いしたいと思います。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 地方自治法の改正ということでございまして、自治法の改正は承知しているところでございます。ただ、議員もおっしゃいました内部統制について、県と政令指定都市は義務付けでございまして、市町村は努力義務ということでございます。飯綱町においては、まず先行する県を参考に対応してまいりたいと考えております。

○議長（清水満） 青山議員。

○10番（青山弘） コンプライアンスについては以上で終わります。次に元号改正の準備につい

てお伺いしたいと思います。

来年は元号が新しくなります。本年5月17日付けの日経新聞において、政府は2019年4月1日に新元号が発表されるという想定で動いていると報道されました。今朝の日テレ系では、4月1日ではなくて4月1日以降に発表するようになる。また、それについては今月下旬以降に判断するというふうに情報も変わってきておりますけれども、新元号へ変更になった場合、生年月日など、和暦で入力するようプログラムされているシステムは修正が発生するというものであります。また、新元号の施行前にシステム改修が間に合わず、行政機関の書類に平成を使わなければならない場合の措置については、政府によって決定済みとのこと。証明書類を訂正印によって訂正する。平成を表記してあっても有効であるという証明書を同封する。希望者には新元号を表記した書類に交換する。電子申請の画面に平成でも有効であると記載するという事だそうであります。

町のシステムや証明書は5月1日から新しい元号に対応できるのか。また、どのような変更、改修などの作業が必要となってくるのか。把握はできているのか。準備は5月1日までに万全に済ますことができるのか。お答えをお願いしたいと思います。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。新元号そのものの公表につきましては、今、議員からお話のありましたとおり、4月1日ということで想定されているわけでございますけれども、4月1日以降になるというお話もございましたが、今のところ4月1日として想定をしておりまして、住民票などの各種証明書類の発行等に伴うシステム改修等、これにつきましては平成31年3月末までに実施する予定で、今、システム事業者と調整を始めておりまして、既にその作業を開始しているところでございます。

ご質問の5月1日から対応できるのかという点につきましては、3月末までにこのシステム改修を終えてまいりたいと思っておりますので、対応可能と考えて現在進めているところでございます。

また、改修が必要な箇所ということでございますけれども、内部データにつきましては西暦で管理しているところですが、画面ですとか帳票上は和暦で表示をしているというシステムの内容になっております。これに関してはシステムの中でひも付けをしております、具体的に申し上げますと、数字の1番を明治という扱いにしております、2番が大正、3番が昭和、4番が平成、そして5番が新元号となっていくと思われま。システムの中では西暦何年何月何日から何年何月何日は1番の明治、同じように2番の大正、3番の昭和、4番の平成、5番の新元号というような形でひも付けをしております、それぞれ対応をしているところでございます。

具体的には、今現在、基幹系と言われるシステムで住民基本台帳、税など15システムがあります。これは自治振興組合において共同処理をしておりますけれども、組合が中心に進めていきます。もちろん飯綱町においても業者と話しながら進めていく部分があるわけですが、基幹系については振興組合、それから町の両方で15システムについては進めていくようになります。

また、この基幹系システム以外でも、財務会計や人事給与、あと企業会計の関係、またグループウェアの関係があるわけですが、こういったところは独自で町が契約をしておりますので、その事業者とこれから調整を取りながら、この元号改正を進めていくということになっております。

いずれにしましても、新元号が発表された時点で、先ほど申し上げた5番という枠にその新元号を登録し、新元号がうまく表示されるような対応を3月末までにしていくということで、現在進めているところでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（清水満） 青山議員。

○10番（青山弘） 大変に勉強になりました。ありがとうございました。コンプライアンスの質問ではいろいろ申し上げましたが、定例会初日の町長のあいさつにありましたように、このような事件が二度と起こらないよう、コンプライアンス体制や姿勢が批判されないよう、職員教育の徹底をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。



○議長（清水満） 青山議員、ご苦労様でした。

ここで暫時休憩に入りたいと思います。再開は10時5分をお願いしたいと思います。